



ごみの 分別方法が 変わります

今年4月1日から島田市に建設されたごみ処理施設が稼動することに伴い、これまで分別して出していた、生ごみや紙くずなどの「燃えるごみ」とビニールやプラスチック類などの「燃せないごみ」と「硬質プラスチック類」を分別せず出していただけになります。また、蛍光管の分別収集を開始します。
今回は、その変更点をお知らせします。

■変更点

◎3種類の「ごみ」を一緒に処理

これまで分別収集していた、「紙くず」「生ごみ」「布類」といった「燃えるごみ」と、「プラスチック類」「ビニール類」といった「燃せないごみ」、また「ビデオテープ・カセットテープ」「硬質プラスチックのおもちゃ」など、燃えないごみとして出していた「硬質プラスチック類」が一緒に処理できるようになり、分別の必要がなくなります。

このため、4月1日からは、「紙くず」「生ごみ」「布類」、「プラスチック類」「ビニール類」「硬質プラスチック類」が新しく「燃えるごみ」となり、同じ袋に入れて出せるようになります。

◎「ごみ」の袋が1種類に

今回の変更により、ごみ袋も「燃えるごみ」用の袋だけになります。

現在使用している川根本町指定の半透明の「燃えるごみ袋」と緑色の「燃せないごみ袋」は、今年の4月から「燃えるごみ」用の袋として引き続き使用できます。なお、使用期限はありません。

◎蛍光管の分別収集を開始

蛍光管の分別収集を始めます。収集は8月と1月の年2回で、新たに設ける収集用ボックスに割らずに出してください。ただし電球や割れている蛍光管は「不燃ごみ」として出してください。

■変わった理由

島田市北榛原地区衛生消防組合が建設を進めていた新しいごみ焼却施設「田代環境プラザ」が完成し、今年4月から使用が開始されます。

この新しいごみ処理施設は、ごみを燃やすのではなく、ごみを1700℃～1800℃の高温溶融を行い、安定的に完全溶融し処理します。このため、これまで分別収集していたごみをまとめて処理できるようになりました。

蛍光管については、新しくできた「田代環境プラザ」にて、再資源化するための前処理設備を装備したため、分別収集を開始するものです。

■その他の「ごみ」について

今年4月から分別収集を変更するもの以外は、これまでと同様に収集します。詳しくは平成18年度川根本町家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

■ごみの直接搬入について

中川根ごみ処理場及び環境美化センターに直接搬入する場合は、これまでと時間が変わりましたので、ごみ収集カレンダーに従ってください。また「田代環境プラザ」へも直接搬入できますので、希望される方は事前に役場担当課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

役場町民課（本庁）

☎ 56 2222

役場住民課（総合支所）

☎ 58 7070